

民 法 (100 点)

※ 現行規定に基づいて解答すること。貸与された試験用六法では、462 頁以下に「民法〔現行規定〕」が収録されている。

第 1 問

高校生 A は、母方の祖父から土地甲の贈与を受けて所有している。A には父 B がいるが、A の母は早くに他界した。また、甲は、時価 400 万円相当であり、A から C に対する所有権移転登記（登記原因「平成 28 年 11 月 1 日 譲渡担保」）がされている。

以下の（1）（2）において、C が、A に対して、甲の引渡しを求めた場合に、C の請求は認められるか。

（1）B は、A の学費や進学準備費用にあてるため、甲を担保に供して貸金業者から 200 万円を借り受けることにした。

2016 年 11 月 1 日、B は、貸金業者 C との間で金銭消費貸借（利息年 1 割、弁済期 1 年後）を合意し、C から 200 万円の交付を受けた。あわせて、B は、A を代理して、C との間で、B の当該債務を担保するための甲の譲渡担保設定契約を締結した。

その後 1 年が経過したが、C は B から 220 万円の支払を受けていない。

（2）B の兄 D は、競馬で大負けしたため、旧知の貸金業者 C から競馬の資金 200 万円を借り受けようとしたところ、C から担保の提供を求められた。A 所有の甲に目を付けた D は、B に泣きついて、甲を担保に供することを承諾させた。

2016 年 11 月 1 日、D は、C との間で金銭消費貸借（利息年 1 割、弁済期 1 年後）を合意し、C から 200 万円の交付を受けた。同時に、B が、A を代理して、C との間で、D の当該債務を担保するための甲の譲渡担保設定契約を締結した。なお、この取引に当たり、D は、C に対して、200 万円を競馬の資金にあてることを告げていた。

その後 1 年が経過したが、C は D から 220 万円の支払を受けていない。

## 第2問

次の【事実】を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。なお、解答に当たっては、後記の【事実】に現れていない特約並びに利息・遅延損害金・各種手数料は、度外視して考えなさい。また、民事執行法及び倒産法上の論点には立ち入らないこと。

### 【事実】

2017年1月18日に、Aは、Bに対して、大型工作機械（以下「甲」という）を代金1600万円で売った。甲の引渡しは契約締結の3日後とされ、また、代金の支払期日は同年3月31日とされた。Aは、Bに対して、約定どおりに甲を引き渡した。しかし、Bは、同年3月31日までに、売買代金1600万円をAに支払わなかった。

C銀行は、Bからの依頼を受け、2017年1月20日に、Aとの間で、CがAに対して上記代金債権を保証する旨の契約を、書面により締結した。

2017年4月3日に、Bに対して1200万円の請負報酬債権（弁済期到来済み）を有しているDが、BがCに対して有している1000万円の普通預金債権（以下「乙債権」という）の差押えを申し立て、その差押命令は、同月5日の午前9時に、Cのもとに送達された。

Cは、2017年4月5日の午後2時に、Aに対し、保証人として、Aの預金口座への振込みの方法により1600万円を支払った。

Bは、Aとの今後の取引関係を維持したいため、金策に奔走し、1600万円を確保したことから、2017年4月6日の午前9時に、Aに対し、Aの預金口座への振込みの方法により1600万円を支払った。

現在は、2017年5月10日である。なお、Cによる1600万円の支払の事実を、Bが同年4月6日午前9時の時点で知っていたかどうかは、現時点では解明されていない。

〔設問〕 Dは、Cに対して、乙債権の支払を求めている。Dの請求の可否について、予想されるCからの反論を踏まえて論じなさい。